

番号：150503  
 国名：中華人民共和国  
 担当：人間開発部社会保障チーム  
 案件名：職業衛生能力強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年8月中旬から2015年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：
 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月29日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出  
 期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 50点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
    - ③語学力 5点
    - ④その他学位、資格等 15点
- (計100点)

類似業務	社会保障分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	中華人民共和国／全途上国
語学の種類	なし

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

中華人民共和国（以下、中国）では改革・開放政策を打ち出した 1978 年以来、高い経済成長率を維持している一方で、近年では特に職業病の多発が大きな社会問題となっている。2 億 2 千万人以上と言われている地方部から都市部への出稼ぎ労働者の多くは、粉塵、有毒物質、騒音、湿気等の劣悪な環境下での労働に従事しており、特に塵肺や有機溶剤中毒の集団発症例が引き続き多発している。これら職業病発生状況のうち、塵肺の発症例が全体の 70%以上を占めており、中国国内でもその対策の不備がメディアで大きく取り上げられるなど社会の関心が急速に高まり、中国政府としても迅速な対応が求められている。

このような状況に対し、中国政府は「職業病予防治療法（2002）」、「国家職業病予防治療計画（2009－2015）」等の制定により対策強化への姿勢を示してきたが、①法令や基準の未整備、②監督管理技術や情報収集・分析能力の不足、③労働者自身の知識不足など、職業病対策は十分機能しているとは言えない状態にある。

こうした背景を受け、中国政府は職業病にかかる監督管理、技術サービス、情報収集・分析水準の向上、企業及び労働者の労働衛生意識と管理能力の改善を図ることを目的として、我が国に技術協力プロジェクトを要請した。

これらの要請を受け、JICA は、国家安全生産監督管理総局および国家衛生・計画生育委員会をカウンターパート（C/P）機関として、2011 年 3 月から 2016 年 3 月の 5 年間の予定で「中国職業衛生能力強化プロジェクト」を実施しており、現在、3 名の長期専門家（チーフアドバイザー、労働衛生対策、業務調整）が派遣されている。本プロジェクトでは「モデル地区において、粉塵及び有機溶剤等による職業病に対する作業環境管理・健康管理が強化される」ことを目指し、作業現場の監督基準の策定、作業環境管理や健康診断、塵肺診断等に関する教材作成や人材育成を実施してきた。

今回実施する終了時評価調査は、2016 年 3 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備（2015 年 8 月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他中国側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（和文、英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣（2015 年 8 月末～9 月中旬）

- ①JICA 中国事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、中国側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②～④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び中国側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（和文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及び中国側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じて PDM 及び PO

の修正案（和文）の取りまとめに協力する。

⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。

⑧協議議事録（M/M）（和文）の作成に協力する。

⑨現地調査結果の JICA 中国事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2015年9月下旬～10月上旬）

①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。

②帰国報告会に出席する。

③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

（1）評価報告書（和文）

（2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

（3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

1）現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年8月30日～2015年9月17日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

2）現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア）総括（JICA）

イ）協力企画（JICA）

ウ）労働衛生政策（厚生労働省）

エ）労働衛生管理（厚生労働省推薦）

オ）労働衛生環境整備（厚生労働省推薦）

カ）評価分析（コンサルタント）

また、本業務対象プロジェクトに係る現地プロジェクトチームの構成は以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣予定の専門家のみ）。

・チーフアドバイザー

・労働衛生対策

・業務調整

3）便宜供与内容

当機構中国事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア）空港送迎

あり

イ）宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

日本語⇄中国語の通訳、翻訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構ウェブサイトで公開されています。

- プロジェクト概要

(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/3E0AF0FFB3AE4F36492578250079D9C9?OpenDocument>)

- 事業事前評価表 ([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010\\_1000298\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_1000298_1_s.pdf))

- 詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000006819.html>)

- 中間レビュー評価調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019509.html>)

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②中華人民共和国国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA中華人民共和国事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上